

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則を
次のように定める。

令和8年6月26日

川越市教育委員会 教育長 新保正俊

川越市教育委員会規則第11号

川越市立学校職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
を定めることについて

川越市立学校職員安全衛生管理規則(令和8年教育委員会規則第
4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」を「定めるもののほか」に改める。

第4条の見出し中「総括安全衛生管理者」の次に「等」を加える。

第9条の見出しを「(川越市立学校総括安全衛生委員会)」に改
め、同条第1項中「川越市立学校」の次に「総括」を「委員会」の
次に「(以下この条において「委員会」という。)」を加え、同条
第2項を次のように改める。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞ
れ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 学校教育部長

(2) 副委員長 教育総務課長、学校管理課長

(3) 産業医のうちから委員長が指名する者 1人

市立学校の校長のうちから委員長が指名する者 6人

市立学校の県費事務職員のうちから委員長が指名する者
2人

市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する
者 8人

第9条第3項を削る。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第17条と
して次の1条を加える。

(脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導)

第17条 総括安全衛生管理者は、健康診断において、脳血管疾患
及び心臓疾患の発生にかかわる身体の状態に関する検査を受け
た職員が当該検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断
された場合には、当該職員(第14条1項の規定により、脳血管

疾患又は心臓疾患の発生に関し別表第3に規定する医療面(1)又は(2)の指導区分の決定を受けた職員を除く。)に対し、医師の面接による保健指導を行うものとする。

第15条中「教育長」を「総括安全衛生管理者」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「教育指導課長」を「校長」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(市立学校職員安全衛生委員会)

第10条 学校職員の安全及び健康に関する事項を調査審議するため、別表第1のとおり市立学校職員安全衛生委員会を置く。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

市立学校職員安全衛生委員会

番号	市立学校職員安全衛生委員会の名称	市立学校職員安全衛生委員会の構成		
		委員長	副委員長	委員
1	学校職員安全衛生委員会	学校教育 部長	教育総務 課長、学 校管理課 長	1 産業医のうちから委員長が 指名する者1人 2 市立学校の校長のうちから 委員長が指名する者4人 3 市立学校の県費事務職員の うちから委員長が指名する者 2人 4 市立学校に所属する職員の

				うちから職員団体等が推薦する者 6 人
2	南古谷小学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人
3	市立川越高等学校職員安全衛生委員会	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人

別表第 2 中「第 1 0 条関係」を「第 1 1 条関係」に改め、別表第 3 中「第 1 4、第 1 5 条関係」を「第 1 5—第 1 7 条関係」に改める。